

議第 6 7 号

財産の処分につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 4 日

高島市長 福 井 正 明

財産の処分につき議決を求めることについて

次のように財産を処分することにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議決を求める。

1 処分する財産の種類

建物

2 処分する財産の明細

名 称	所 在 地	構造および規模
安曇川三尾里農畜産物 処理加工施設	高島市安曇川町三尾里 4 0 8 番地 3	鉄骨造平屋建 1 9 5 . 7 m ²

3 処分の相手方

三尾里万木かぶら加工グループ

4 処分の方法

譲与

5 処分年月日

令和 2 年 6 月 3 0 日

6 処分の理由

施設の適切な維持管理を図り、地域農業従事者が主体的に活用する農業用施設として、三尾里万木かぶら加工グループに譲与するものである。